

# 第3章 障害のある児童生徒の理解と指導の実際

## I 障害のある児童生徒の理解

### 1 理解するための基本的な考え方

#### (1) 一人の児童生徒として理解する

誰にでも、一人一人に違った悩みや戸惑いがあるように、例えば「自閉症」と診断された児童生徒にも「自閉症」という障害による困難さだけでなく、一人一人が違う悩みや戸惑いを感じている。

障害のある児童生徒も「あの子と楽しく遊びたい。」「マラソン大会で遅れてしまうのがいやだ。」といった誰もが持つような望みや悩みを、同様に持っていることを理解しておく必要がある。

また、「一生懸命やっているつもりなのに、いつも注意されてしまう。」「どうして注意されるのかわからない。」という納得のできない思いを感じていることもある。一番困っているのは、当事者本人であることに気付き、「障害のある児童生徒」という見方ではなく、まずは、一人の「児童生徒」として「Aさんの理解」、「Bさんの理解」を図っていくことが大切である。

#### (2) できること・長所・興味関心・生かせることを知る

障害のある児童生徒の実態把握は、障害の状態や周囲の環境等を把握することによって、適切な指導・支援につなげていくために行われるものである。不適切な行動を詳細に記述したり、できないことを列挙したりしても指導の手がかりにはならない。「どのような状況下で適切な行動ができるのか」、「できること、できそうなことは何か」等、児童生徒の可能性を発見し、児童生徒のよさを伸ばすことを基本として考えることが必要である。

また、「できないことをできるようにする」という発想ではなく、「児童生徒の生活や学びを豊かにするためにはどのような支援が必要か」という、児童生徒を主体とした発想をもつことが大切である。

さらに、どのような長所を持ち、どのようなことに興味があり、どのような活動に関心があるのかという実態把握に基づいた学習活動を通して、主体的に取り組む気持ちを育み、学習への意欲を喚起することになる。

#### (3) 環境との関係で理解する

WHOの国際生活機能分類（ICF）では、「障害」の状況を理解する視点として「環境因子」を取り入れ、マイナスの影響だけでなく、プラスの影響を与えるものと捉えている。教育においても、児童生徒が生活する上での困難さは、周りの人や物との関わりによって、大きく変化することを理解することが必要である。

例えば、刺激に反応しやすく、注意がしにくいという児童生徒でも、掲示物を整理したり、不要な刺激をカーテンで見えないようにしたりすることで、授業に集中しやすくなる場合もある。

また、物理的・空間的な環境だけではなく、人的な環境、つまり言葉かけや接し方にも留意することが大切である。例えば、学級担任が替わっただけで、児童生徒が課題に取り組んだり、取り組まなかったりする場合がある。児童生徒の能力や障害、気分などと言う視点からだけでなく、関わる側の状況を吟味するという「関係」の中で児童生徒の行動を理解しようとする姿勢が求められる。

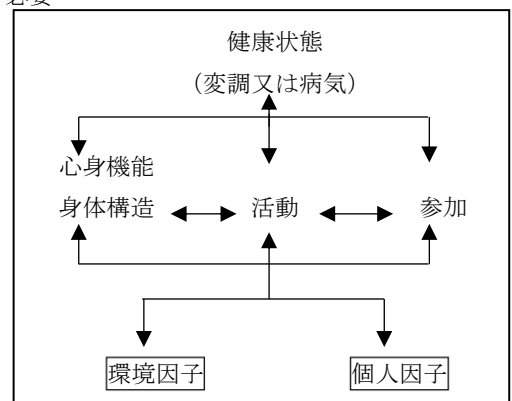


図 ICFの構成要素間の相互作用

#### (4) 安心と信頼を理解の基盤にした児童生徒の理解

障害のある児童生徒は、初めての課題や初対面の人に対して、「何をしなければいけないのか?」、「この人は自分に何をしてくれるのか?」という不安を感じやすい。また、慣れた場所であっても、初めて経験することには、不安や抵抗感を感じる場合が少なくない。例えば、言語の未発達な児童生徒の場合、ちょっとした表情の変化や意味のないように見える

行動の中にも、児童生徒にとっては気持ちや考えを表現していることがある。むやみに遊びを遮ったり、無理にやらせたりせずに、児童生徒の表情や行動から思いや気持ちをくみ取り、児童生徒が安心して活動できる状況をつくることが大切である。そして、信頼関係を築いていくことで、本来の児童生徒の姿が表現できるようにしていくことが望ましい。

発達段階や障害の違いにとらわれることなく、まず、児童生徒が安心して活動できるよう、信頼関係の形成を基盤にした児童生徒の理解を心掛けたい。

#### (5) 様々な情報を照らし合わせて総合的に理解する

一つの情報は、その場面における児童生徒のある側面の状態を示したものに過ぎない。同じ学校生活の中でも、学習内容、形態、集団の質等によって児童生徒の様子に違いが出てくる。様々な場面での情報を収集し、検討する必要がある。

さらに、現在の情報だけではなく、就学前、中学校であれば小学校からの情報も重要である。個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用したり、保護者の協力を得ながら更に細かい内容を聞いたりして情報収集し、現在の児童生徒理解や、卒業後の生活をも見通した適切な指導・支援に生かしていくことが大切である。

#### (6) 保護者・本人も含めたチームで理解する

保護者は家庭や地域生活の中で、教員は学力や集団生活の視点で、医師や心理士はそれぞれの専門的な立場から、児童生徒の状態を理解しようとする。

例えば、周囲からの働きかけに対して即座に反応することが家庭内では問題とはならなくても、学校での授業場面では困った行動として捉えられることがある。特定の場面だけを見て、児童生徒の態度や行動を判断することは、思い込みに陥ってしまう可能性がある。様々な場面や角度から情報を収集して、総合的に判断することが児童生徒の全体像を理解することにつながっていく。

特に、個別の教育支援計画の作成に当たっては、学校だけではなく、家庭、地域での生活も含めた児童生徒個々のニーズに応じるための共通理解のツールとして活用できるものにするために、保護者及び本人も含めた、支援に関わる様々な立場の人たちの理解を総合していくことが求められる。

#### (7) 理解を P-D-C-A サイクルに組み込む

児童生徒は常に成長・発達し変容している。P-D-C-A サイクルでは、①児童生徒達の理解に基づいて指導計画(Plan)をたて、②指導する(Do)、③その後の児童生徒の変容について評価(Check)し、④その評価に基づいて計画と指導を改善・修正(Action)する、といった流れで教育活動が展開されていく。

ある時点での理解に固執しては、絶えず変容している児童生徒の姿を見損なう危険があることを認識し、P-D-C-A サイクルで児童生徒の理解を深めるという視点をもつことが大切である。

## 2 理解するための視点

### (1) 保護者からの情報

- ① 生育歴や教育歴
- ② 家族構成や家庭環境
- ③ 生活の流れ
- ④ 地域の様子
- ⑤ 保護者の悩み
- ⑥ 学校への期待
- ⑦ 将来の希望

### (2) 教育的な情報

- ① 興味・関心
- ② 基本的な生活習慣
- ③ 学力
- ④ コミュニケーション・対人関係
- ⑤ 身体の動き
- ⑥ 相談で用いた資料
- ⑦ サポートファイル等の資料
- ⑧ 引継資料

### (3) 保護者からの情報

- ① 診断名や病気の有無
- ② 医学的検査結果
- ③ 身体・運動的発達の状態
- ④ 薬の服用や発作等の有無など  
健康管理に関する情報

### (4) 心理的な情報

- ① 知能の発達の状態
- ② 社会性の発達の状態
- ③ 心理的な安定の状態

### 3 理解の方法

#### (1) 観察

主に、教育的な情報を得る際に使われる。日常生活の自然な行動を対象にできるため、学校現場で使いやすい。また、言語表出のない児童生徒にも対応できる。

指導に役立つ情報を得るために、チェックリストなどを用いて、観察の視点を具体化して実施することが望ましい。観察者の主観による独断的な解釈を防ぐため、複数の目で確かめたり、違う場面で確認をしたりする必要がある。

#### (2) 調査

直接の面接やアンケートなどの調査紙による理解の手段である。医学的・心理学的情報や保護者からの情報を得る際に使われる。

調査紙による場合は、時間をかけずに必要な情報を得ることができる。一方、特に保護者との面接においては、信頼関係が前提にないと正確な情報が得られない場合があることに留意する。

#### (3) 検査

客観的・科学的な情報を得ることができるが、実施にあたっては対象の児童生徒や保護者に大きな負担がかかることに留意して、目的と結果の活用を明確にして行う必要がある。

年齢や能力によって実施できないものがあつたり、対象の児童生徒の心理状態によって結果が左右されたりすることなど、検査の限界に留意することが重要である。

また、検査結果を過大に評価することのないよう適切なテストバッテリーを組んだり、行動観察の情報とつぎ合わせたりすることも大切である。

### 4 個人情報の保護について

個々の教育的ニーズに適切に応じるためには、様々な立場の人が対象の児童生徒に関わる情報を共有し、共通理解に基づいた指導・支援を行うことが重要である。しかし、個人情報に関わる内容の扱いについては、慎重に行う必要があり、個人情報保護法及び各市町村や県の個人情報保護条例\*1に基づく扱いが基本となる。必要に応じて、「誰が、何の目的で、どのような内容を、どこまで共通理解するのか。」を事前に保護者と相談し、承諾を得た上で、関係者の共通理解のための情報とすべきである。

また、学校に保管されている個人情報を含む資料は、情報漏洩、棄損等の防止のために、保管方法や保管場所等、十分留意して管理する必要がある。

#### <引用・参考文献>

- 1) ICFについて（文部科学省HP）平成27年
- 2) \*1 県の個人情報保護条例 <http://www.pref.chiba.lg.jp/seihou/privacy/seido/jourei/kojinjouhou.html>